

岐阜県公報

第二千八百三十三号

平成二十八年十一月二十九日

(火曜日)

目次

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 七五二^{ページ}

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 七五二

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 七五二

道路の区域変更

(道路維持課) 七五三

道路の供用開始

(同) 七五四

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 七五四

公共測量の実施

(用地課) 七五五

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技術検査課) 七五五

告 示

岐阜県告示第五百九十三号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	種 別	配 給 会 社 名	等 級
映 画	黒い過去帳 私を責めないで		新 日 本 映 画	映 画
	感じるつちんこ ヤリ放題!		オ ー ビ ー 映 画	映 画
	巨乳だらけ 渚の乳喧嘩		オ ー ビ ー 映 画	映 画
	裸の未亡人 淫らな肉体		新 東 宝 映 画	映 画
	弱腰OL 控えめな腰使い		オ ー ビ ー 映 画	映 画
	ジムノペディに乱れる		日 活	活 動

2 指定年月日

平成28年11月29日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市川上字丸野一〇五八の九、一〇六〇の九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸野一〇五八の九（次の図に示す部分に限る。）、一〇六〇の九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市蛭川字南洞三八八三の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巣市根尾大河原字越谷口二二一、二二二の一の二、二二三から二二五まで、二二六の一、二二八の一、二二八の二、字大洞二一九、二二〇の一、字板洞二二四から二二六まで、二二七の一、二二七の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件

岐阜県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

道路の種類	一般国道	路線名	三百六十号	区 間	飛騨市宮川町打保字ナリテ山九八五番八一地区から同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番一三地区先まで	区域変更別	前A 後A	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
								九・七 六・〇 三・〇 六・五 〇	五・四・七 一・三・五・八 五・四・七	A及びBは、関係図面に示す敷地の区分を

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	県道	路線名	関ヶ原線	区 間	不破郡関ヶ原町大字今須字片平四〇四三番二地区から同郡同町大字同字同四〇四七番一地区先まで	区域変更別	前 後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
								二・三・三 一・四・六 三・〇 二・三・三 七・四 七・四	七・四 七・四	

岐阜県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	県道	路線名	揖斐川線	区 間	揖斐郡揖斐川町大字三輪字上町九二五番四地区から同郡同町大字同字同五九二番一地区先まで	区域変更別	前 後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
								四・九 二・四 二・三 五・八 五・八	五・八 五・八	

岐阜県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定又は 変更の告示 年月日）
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町打保字ナリテ山九八五番四二地先から同市同町種蔵字蛇淵六五八番三地先まで	六〇五・八	平成 二六・二・二九	平成 二〇・一〇・九 平成 三・三・二六

岐阜県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定又は 変更の告示 年月日）
-------	-----	---	--------------	-------------	--------------------------------------

県道	可土 児岐線	土岐市泉町久尻字丸石一四五九番二九地先から同市同町同字五斗時一四五四番一地先まで	五〇・〇	平成 二六・二・二九	平成 二七・二・二 平成 二七・三・二〇
----	-----------	--	------	---------------	-------------------------------

岐阜県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

県道	関牧 ヶ原線	不破郡関ヶ原町大字今須字片平四〇四三番二地先から同郡同町大字同字同四〇四七番一地先まで	七・四	平成 二六・二・二九	平成 二六・二・二九
----	-----------	---	-----	---------------	---------------

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人里山会

三 代表者の氏名 福田 勝好

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字稲富三三四番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、西濃地域の住民に対して、里山の自然環境の保全を図る活動を通して社会福祉の促進や防災環境を整える事業を行い、自然を愛する心豊かで健康的な地域づくりに寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関 岐阜市

二 作業種類 公共測量（用地測量）

三 作業期間 平成二十八年十一月十一日から平成二十九年二月二十八日まで

四 作業地域 岐阜市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年七月二十八日	清水産業株式会社	取締役 清水作則	飛騨市神岡町和佐保一五九	般二十四三二二一	土木及びとび・土工事業
平成二十八年九月十四日	株式会社 瑞穂住建	代表取締役 安藤 嘉視	瑞浪市南小田町一丁目一番地	般二十三九〇六〇	建築 大工・とび・土工、屋根、タイル・れんが・フロック及び内装仕上工事業
平成二十八年九月二十六日	株式会社 丸新美濃瓦	代表取締役 塚本 修久	土岐市土岐津町土岐口一三七二番地の一	般二十四一三〇七二	土木、とび・土工、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十八年九月二十九日	長村電気株式会社	長村重義	山県市高富三五七番地三九	般二十四一三〇四一	電気工事業
平成二十八年九月二十九日	有限会社 澤井産業	代表取締役 澤井 基	各務原市鷓沼羽場町一丁目一五三番地	般二十七一六八三六	建築工事業
平成二十八年九月二十九日	ギフコンストラクション有限公司	代表取締役 林俊通	岐阜市三田洞八八三番地の五	般二十七一六九三二	とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十八年九月二十九日	有限会社	代表取締役	岐阜市西部辰	般二十四	管及び水道施設工

平成二十八年十月三日	河越設備	役 河村 隆之	新二丁目一六 四番地	一〇二〇九	事業
平成二十八年十月七日	ニワデン	丹羽武彦	中津川市加子 母一〇二一番 地一	般二十七 一五〇四〇	電気及び消防施設 工業業
平成二十八年十月十一日	土屋美建	土屋修	関市小屋名七 六五番地四	般二十七 七五四八	大工工業業
平成二十八年十月十一日	有限会社 下垣内建 設	代表取締役 下垣 内友和	高山市滝町一 三一四番地二	般二十四 一六六一二	とび・土工工業業
平成二十八年十月十一日	株式会社 技研ユニ ティ	代表取締役 大附 勝也	高山市石浦町 九丁目三五番 地	般二十八 八五〇二六	建築工業業
平成二十八年十月十七日	株式会社 クリエー トハウス	代表取締役 宮ノ 腰伸二	高山市石浦町 二丁目九五番 地	般二十四 一六六五八	建築及び内装仕上 工業業
平成二十八年十月十七日	株式会社 アイデア	代表取締役 宮ノ 腰伸二	高山市石浦町 二丁目九六番 地	般二十七 八五〇三一	建築工業業
平成二十八年十月十九日	岐阜藤吉 工業株式 会社	代表取締役 島田 吉幸	岐阜市花沢町 二丁目一番地	特二十七 二二九	機械器具設置工 業
平成二十八年十月十九日	有限会社 森庄	代表取締役 森本 庄藏	揖斐郡揖斐川 町谷汲神原一 二一九番地一	般二十七 一七二五七	土木、建築、とび・ 土工、石、屋根、 管、鋼構造物、舗 装、しゅんせつ及 び水道施設工業業
平成二十八年十月十九日	竹村電気 工事	竹村良夫	岐阜市打越一 八六番地五	般二十四 一〇一八一	電気工業業
平成二十八年十月十九日	有限会社 石郷石工	代表取締役 石郷	土岐市曾木町 一九四五 六	般二十五 六〇〇二五	とび・土工工業業

二十五日		敏男	三〇	六	建築工業業
平成二十八年十月二十六日	柴道路	代表取締役 宮沢 礼秀	可児市広眺ヶ 丘八丁目七三 番地	般二十三 五〇〇四八	とび・土工及び舗 装工業業
平成二十八年十月二十六日	柴博文		美濃加茂市下 米田町西脇一 四四七 一	般二十四 五〇〇六六	

平成二十八年十一月二十九日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一 号 岐 阜 県 庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社